

みずほレポート

2013年9月3日

個人預金へのマイナンバー 付番を巡る論点

- ◆現在、個人預金の利子について、銀行から税務当局への支払調書の提出は不要とされているが、マイナンバー制度の創設を受けて、今後、支払調書の対象への追加が検討される見込み。
- ◆個人預金の利子が支払調書の対象とされた場合、口座にマイナンバーを付番することとなるが、個人預金口座への付番については過去にも検討されながら実現に至らなかった歴史あり。
- ◆個人預金口座への付番を検討する際には、まずは付番の目的を明確にした上で、当該目的に見合った形で、付番の対象範囲や当局が取得する情報の内容等を決定する必要。
- ◆また、預金は決済や貯蓄の手段として国民に幅広く活用されている金融商品であり、幅広い付番を行う場合は、実務的な課題や預金者の行動に与える影響等についても丁寧な検証が必要。

金融調査部 上席主任研究員 福田英治良

03-3591-1348 eihiro.fukuda@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

目 次

I. はじめに	1
II. 預金利子に係る法定資料制度の現状	1
1. わが国の制度	1
(1) 個人預金の利子に係る法定資料制度	1
(2) 法人預金の利子に係る法定資料制度	2
2. 主要国における法定資料制度の概要（個人）	3
III. 個人預金口座への付番を巡る過去の議論	4
1. 利子所得の総合課税化に向けた検討の中での議論	5
(1) 利子所得の課税方式の変遷	5
(2) 預金口座への付番（グリーン・カード制度）を巡る議論	6
2. 金融所得課税の一体化に向けた検討の中での議論	8
(1) 金融所得課税の一体化の概要	8
(2) 番号制度に係る議論	10
IV. 個人預金へのマイナンバー付番を巡る論点	10
1. 利子所得に係る税務の適切な執行を目的とする付番	10
2. その他の目的による付番	12
(1) 国民の資産や収入に係る情報の正確な把握を目的とする付番	12
(2) マネーローンダリング等への対応を目的とする付番	15
(3) 預金保険法の名寄せ対応を目的とする付番	15
3. 付番にあたっての実務的な課題	16
(1) 効率的な業務フローの構築	16
(2) 預金者が告知を行わない場合の対応	16
4. 預金者の行動に与える影響	17
V. おわりに	17

I. はじめに

2013年5月24日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、マイナンバー法）が成立し、政府は2016年1月の番号利用開始を目指し準備を進めている。

マイナンバー法に基づき国民一人ひとりに割り振られる番号（以下、マイナンバー）は確定申告書や法定調書等に記載され、税務当局における正確な所得情報の把握等に寄与することが見込まれるが、所得把握の精度を向上させるためには所得に関する情報を幅広く収集することが重要となる。こうした観点から、マイナンバー法の成立に先立って2012年8月に成立した税制抜本改革に係る法律では、マイナンバー制度について、「税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、（中略）調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討する」旨が明記されており、現行の制度では法定調書が提出されていない個人預金の取扱いについても、今後の検討の対象となることを見込まれる。

個人預金が法定調書の対象とされた場合、法定調書への記載を目的として各個人の預金口座にマイナンバーが付番されることとなるが、個人預金口座への付番については過去にも制度化が検討されながら、諸般の事情により実現に至らなかった歴史がある。個人預金口座へのマイナンバーの付番を検討する際には、過去に行われてきた議論等も踏まえつつ、付番の目的、対象範囲等について国民に対する分かりやすい説明が求められよう。また、個人預金は決済や貯蓄の手段としてほとんどすべての国民に幅広く活用されている金融商品であり、実務的な課題や預金者の行動に与える影響等についても丁寧な検証が必要となろう。

以上を踏まえ、本稿では、まず預金利子に係る法定資料制度の現状について確認するとともに（第II章）、個人預金への付番を巡る過去の議論等を振り返り（第III章）、その上で一般のマイナンバー制度の創設を受けた個人預金への付番に係る論点の整理（第IV章）を行うこととする。

II. 預金利子に係る法定資料制度の現状

1. わが国の制度

（1）個人預金の利子に係る法定資料制度

法定資料制度の説明に先立ち、まずは個人預金の利子に係る課税方式について概観する。

所得税法では、預金の利子は「利子所得」として取り扱われる（所得税法第23条）²。所得税法の本則では、利子所得は所得税の課税標準である「総所得金額」の内訳に位置づけられ総合課税の対象とされているが（所得税法第22条）、租税特別措置法において、他の所得と区分して一律の税率

¹ 法定資料とは、金銭等の支払を行う第三者が取引の内容・支払金額等を記載して、税務当局に提出することが義務付けられている資料を指すこととする。

² 「利子所得」には、預金の利子のほか、公社債の利子（分離利息振替国債の利子を除く）や合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得が含まれる。

(所得税15%、住民税5%、合計で20%³)にて課税することとされている(租税特別措置法第3条ほか)。また、分離課税の税率と同じ税率で支払者による源泉徴収を行うこととされているため(所得税法第181条・182条ほか)、結果として個人預金の利子に対する課税は源泉徴収により完結する。

こうした課税方式は「源泉分離課税」と呼ばれる。このような制度がとられているのは、利子所得の発生の大量性、ならびに元本たる金融商品の多様性および浮動性にかんがみると、簡素で中立的な制度が好ましい、という理由によるものとされている(金子(2013))。

法定資料制度についてみると、所得税法では、利子の支払をする者に対して、預金者の氏名、住所の告知を受けた上で支払調書を提出する義務が課されているが(所得税法第224条、225条)、租税特別措置法において、預金者が個人である場合は、法定資料制度に係る規定を適用しないとされている(同法第3条第3項)。これは、上述のとおり、個人預金の利子については課税が源泉徴収のみで完結することから、税務当局において情報を収集する必要がないことによるものと考えられる。

(2) 法人預金の利子に係る法定資料制度

次に、法人預金の利子に係る法定資料制度についても確認しておく。

所得税法が源泉徴収制度を採用していることとの関係で、所得税法では法人も所得税の納税義務者とされており(所得税法第5条第3項・第4項)、法人に対して支払われる利子・配当等についても一律の税率による課税が行われるほか(所得税法第174条、第175条)、徴収確保の観点からそれを支払う者に対して源泉徴収義務が課されている(所得税法第212条第3項)。なお、法人が源泉徴収された所得税額は、法人税の申告時に法人税額から控除される(法人税法第68条)。

前述のとおり、個人預金の利子については法定資料制度に係る所得税法の規定は適用されないが、法人預金の利子については、それを支払う銀行等の金融機関に支払調書の提出義務が課されている。これは、源泉徴収額を法人税額から控除する際における適正な執行を確保するためと考えられる。

法人預金の利子に係る支払調書は、支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、源泉徴収に係る所得税の納付地の税務署長に提出する必要がある(所得税法第225条)。また、支払調書を1回の支払ごとに作成する方法も認められており、当該ケースにおいては、支払の確定した日の属する月の翌月月末までに提出する必要がある(租税特別措置法第3条の2)。

支払調書は利子の支払を受ける者の各人別に作成することとされ、以下の事項等を記載することとされている(所得税法施行規則第82条第1項、利子等の支払調書の様式は次頁の図表1をご参照)。

- ・ その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ・ その年中に支払の確定した利子の金額及びその確定した日
- ・ 上記の利子に付き源泉徴収をされる所得税の額
- ・ 預金の種類及び名称

³ 2037年未までの期間においては、復興特別所得税(所得税額に対して2.1%の付加税)が課され、国税の税率が15.315%となるため、地方税と合わせた税率は20.315%となる。

図表1 利子等の支払調書（様式）

平成 年分 利子等の支払調書

支払を受ける者	住所（居所） 又は所在地				
	氏名又は 名称				
種別	記号・番号	支払金額又は 分配金額	源泉徴収税額	支払確定又は 支払年月日	
		千円	千円	年	月 日
(摘要)					
支払者	住所（居所） 又は所在地				
	氏名又は 名称	(電話)			
整理欄	①	②			

301-1

(資料) 国税庁

なお、①所得税法に定められた非課税措置等の規定の適用がある場合⁴、②普通預金等の利子である場合⁵、③同一人に対するその年中の利子の支払金額が3万円以下である場合（1回の支払ごとに支払調書を作成するケースにおいては、利子の計算期間が6ヵ月未満の場合は2,500円以下、6ヶ月以上1年未満の場合は5,000円以下、1年以上の場合は1万円以下の場合）については、支払調書の提出は不要とされている（所得税法施行規則第82条第2項、租税特別措置法施行規則第2条の2第1項）。

2. 主要国における法定資料制度の概要（個人）

財務省（2013）によると、アメリカ、イギリス、フランスの各国では、個人の利子所得についての法定資料制度が整備されている。これらの国では利子所得に係る課税方式が総合課税や段階的課税となっており、納税者による申告の際に利子所得を漏れなく捕捉するためには法定資料が必要であることが背景にあると考えられる。一方で、金融資産のストックの情報については、フランスにおいて預貯金口座開設に係る資料の提出が義務付けられているものの、預金口座の残高情報については各国とも法定資料の対象外とされている（各国制度の概要については次頁の図表2をご参照）。

⁴ 具体的な措置としては、非課税所得（所得税法第9条第1項第1号、第2号）、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第10条第1項）、公共法人等に係る非課税（所得税法第11条第1項）、勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第4条の2第1項）、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第4条の3第1項）、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用（租税特別措置法第8条第1項、第2項）等が該当する。

⁵ 普通預金（普通貯金）のほか、納税貯蓄組合預金、納税準備預金、所得税法施行令第32条第2号又は第3号に掲げる者（国家公務員共済組合等）が受入れをする預貯金で普通預金もしくは普通預金に相当するものが該当する。

図表2 主要国における法定資料制度の概要（個人）

		日本	アメリカ	イギリス(注3)	フランス
フ ロ ー	金融所得 ・利子 ・配当 ・株式譲渡	×	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	×	×
	海外送金	○	○	×	×
		(但し、記録保存義務)			
ス ト ック	金融資産(注1) ・預貯金口座開設 ・株式保有	×	×	×	○
	不動産	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×
	海外資産(注2)	○	○	○	○

(参考)

利子所得の課税方式	源泉分離課税 20%	総合課税 10～39.6%	段階的課税 10、20、40、50%	総合課税 21～60.5%
税務面での「番号」利用の有無	× ⇒ ○ (注4)	○	○ (注5)	×

(注1) ストックの金融資産については、基本的にマネロン対策のための法律に基づき、口座開設時に本人確認及び同記録保存義務が金融機関に課されており、その情報を税務当局も利用することができる。また、各国とも、口座残高情報については法定資料の対象外

(注2) 海外資産に関する資料は原則として納税者本人が提出。日本においては合計5千万円超の国外財産を有する者(国外財産調書制度(平成24年度改正))、アメリカにおいては一定金額以上の外国金融口座を有する者、フランスにおいては外国金融口座・外国生命保険契約を有する者が対象。

(注3) イギリスでは、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。

(注4) マイナンバー法に基づき、2016年より利用開始予定。

(注5) イギリスでは、国民保険番号(National Insurance Number)が税務分野の一部で用いられている。

(注6) 表中に記載がないが、ドイツでは、番号制度(税務番号)が2009年から導入されており、税務目的に利用されているところ。ただし、法定資料制度は原則として存在せず、これの代替的制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。また、マネーロンダリング法及び租税通則法上、預貯金口座開設及び株式保有に関し、記録保存義務がある。

(注7) 上記情報は2013年1月末現在。資料情報の有無は主なものについて記載しており、一部の提出省略基準があることに留意。

(資料) 財務省資料をもとにみずほ総合研究所にて作成

Ⅲ. 個人預金口座への付番を巡る過去の議論

第Ⅱ章でみてきたとおり、わが国の現行制度の下では個人預金の利子は法定調書の対象とされていないが、「行政分野におけるより公正な給付と負担の確保」を目的とするマイナンバー制度の創設を受けて、個人の所得情報等のより精緻な把握を進める観点から、法定調書の拡充が検討される方向であり⁶、個人預金についても検討の対象とされることが見込まれる。個人預金の利子が法定調

⁶ P1で引用した税制抜本改革法の規定のほか、「社会保障・税番号大綱」(2011年6月決定)では、「番号制度の導入趣旨を踏まえ、諸外国の事例も参考として、法定調書の拡充について検討を進める」とされている。

書の対象とされる場合、金融機関は法定調書にマイナンバーを記載するために、当該預金を保有する個人から告知を受けて口座に付番することとなるが、個人預金口座へ番号を付番する制度については、過去にもたびたび検討の対象となり、税制調査会等において議論が行われてきた経緯がある。

そこで、個人預金口座へのマイナンバー付番を巡る論点の整理に先立ち、過去に行われた「利子所得の総合課税化に向けた検討」や「金融所得課税の一体化に向けた検討」の中で、個人預金口座への付番に関してどのような議論が行われてきたのかを振り返ることとしたい。

1. 利子所得の総合課税化に向けた検討の中での議論

1970年代から80年代にかけて行われた利子所得の総合課税化に向けた検討の中では、利子所得の捕捉を目的に預金口座へ付番を行う制度として「グリーン・カード制度」の導入が模索されたが、最終的に実現することなく構想は立ち消えとなった。本項では、まず個人預金の利子に対する課税方式に係る議論や制度の変遷を確認した上で、グリーン・カード制度を巡る議論を振り返る。

(1) 利子所得の課税方式の変遷⁷

前述のとおり、現行の個人預金の利子に対する課税方式は源泉分離課税に一本化されているが、こうした制度となったのは1988年以降のことである。本項ではまず1988年以前において、どのような議論や制度改正が行われてきたのかを確認することとしたい。

わが国の戦後税制の枠組みは、1949年にシャープ使節団によって取りまとめられた日本の税制に関する報告書（通称：シャープ勧告）の内容を強く反映して構築された。シャープ勧告は、所得課税について、利子所得を含めたあらゆる種類の所得を総合して累進税率を適用する「累進所得税」を原則とする立場を採っており、シャープ勧告に基づく1950年の改正では、利子所得に対する従来からの源泉分離選択制が廃止され、すべて総合課税に一体化することとされた。

しかしながら、利子所得の総合課税化については、所得捕捉に係る体制をはじめ実施上の難点が多かったことに加え、国内の資本蓄積を促進するための貯蓄奨励策が強く要請されたことから、総合課税の建前は維持しつつも各種特例を設ける形で制度の見直しが行われることとなった。まず、1951年には源泉分離選択制⁸が復活した後、1953年には源泉分離選択制が廃止されて一律の源泉分離課税とされ⁹、こうした枠組みが1970年まで維持された。

一方、日本経済が高度成長を実現していく中で、税負担の公平性確保等の観点から、利子所得の分離課税をはじめとする特例措置の見直しを求める声が高まった¹⁰。これを受けて、1971年には一律の

⁷ 本項は、栗原（1985）のほか、各年の税制改正の要綱の内容等をもとに記載している。

⁸ 具体的には、20%の源泉徴収後に他の所得と合算して確定申告を行う方式と、50%の税率による源泉分離課税のいずれかを選択する制度。

⁹ 源泉分離課税の税率は、1953年には10%とされたが、1954年に長期貯蓄の利子が5%に引き下げられ、1955年にはすべての利子が非課税とされた。1957年には短期（1年未満）のみ10%での課税が復活し、1959年には長期も含めて10%の税率に統一、その後の税率は5%～15%の間で見直された（次頁の図表3をご参照）。

¹⁰ 「総合課税」を推進する立場からは、利子所得に対する分離課税について、本来高い税率を課されるべき高所得者と本来低い税率を課されるべき低所得者の双方に対して、同一の税率で課税を行う方式であるため、高所得者に有利で

源泉分離課税が廃止され、本則である総合課税への復帰を目指す方向での制度見直しが行われた。具体的には、①定期預金その他の資産性の強い貯蓄の利子については総合課税¹¹と源泉分離課税¹²との選択を認める源泉選択制度が創設され、②普通預金その他の要求払預金の利子については、新たに申告不要制度が創設され、源泉徴収¹³のみで課税が完結することとされた。上記の改正に伴い、上記①の総合課税を選択するケースにおいて、支払調書の提出が必要とされたが、①で源泉分離課税を選択するケースや、②の申告不要制度の対象となるケースについては、支払調書の提出は不要とされた。

上記の改正は当初5年間の時限措置とされていたが、その後複数回にわたって延長され、税率の引き上げ等が行われたものの、基本的な枠組みは1988年に現行の制度（20%の税率による一律の源泉分離課税）が導入されるまで継続することとなった。

図表3 利子所得の課税方式の変遷

時期	制度の概要
昭和22（1947）年	・総合課税 ・源泉分離課税選択可（60%） ・少額貯蓄非課税制度
昭和25（1950）年	・源泉分離選択課税の廃止
昭和26（1951）年	・源泉分離選択課税の復活（50%）
昭和28（1953）年	・源泉分離課税化（10%）
昭和30（1955）年	・非課税
昭和32（1957）年	・短期（1年未満）のみ源泉分離課税化（10%）
昭和34（1959）年	・長期も含め源泉分離課税化（10%）
昭和38（1963）年	・源泉分離課税の税率引下げ（10%⇒5%）
昭和40（1965）年	・源泉分離課税の税率引上げ（5%⇒10%）
昭和42（1967）年	・源泉分離課税の税率引上げ（10%⇒15%）
昭和46（1971）年	・総合課税化 ・源泉分離課税選択可（20%）
昭和48（1973）年	・源泉分離課税の税率引上げ（20%⇒25%）
昭和51（1976）年	・源泉分離課税の税率引上げ（25%⇒30%）
昭和53（1978）年	・源泉分離課税の税率引上げ（30%⇒35%）
昭和63（1988）年	・源泉分離課税化（20%）〔所得税15%、住民税5%〕 ・少額貯蓄非課税制度の原則廃止（老人等少額貯蓄非課税制度に改組）

（資料）財務省

（2）預金口座への付番（グリーン・カード制度）を巡る議論

上記のとおり、1971年に導入された制度の基本的な枠組みは1988年の改正まで維持されることとなったが、この間、利子所得の総合課税化を目指して様々な議論が行われた。

税制調査会の「昭和50（1975）年度の税制改正に関する答申」では、1971年に導入された制度の期

低所得者に不利であるとの批判がある。

¹¹ 総合課税を選択する場合の源泉徴収税率は15%とされ、その後1978年に20%に引き上げられた。

¹² 源泉分離課税を選択する場合の税率は、1971、72年については20%、73～75年は25%とされ、その後76年に30%、78年に35%に引き上げられた。

¹³ 源泉徴収に係る税率は15%とされ、その後1978年に20%に引き上げられた。

限が1975年末に到来することを受けて検討を行い、「利子・配当についても総合課税を行うことが税制として望ましいものであることは今更言うまでもないが、利子・配当を完全に把握する体制の整備されないままに一举に総合課税に移行すると新しい不公平を招くおそれがある」として、それまでの源泉選択制度を中心とする制度を5年間延長することを決定する一方で、「今後利子・配当を完全に把握するための措置について検討を行い、そうした措置が整った場合には、5年の期間内においても総合課税に移行するものとする」こととされた。

こうした中、利子所得を把握するための体制を整備する観点から、グリーン・カード構想が提起されることとなった。税制調査会の「昭和55（1980）年度の税制改正に関する答申」では、既存の制度の期限が到来する1980年末をもって総合課税に移行すべきことを確認した上で、「利子・配当所得の総合課税移行の実をあげるためには、利子・配当の真正な受取人の確認と膨大な支払調書の効果的な名寄せを行うことが不可欠な課題である」とされた。こうした課題に対処する方法については、「本人確認、名寄せに万全を期するには、基本的には、いわゆる納税者番号制度¹⁴が最も有効な方策である」としつつも、「納税者番号制度は広く一般国民を対象とするものであるだけに、十分時間をかけて、国民の納得を得ていく必要があるが、現時点においては納税者番号制度を導入するために十分な環境整備が行われているとは言い難い」として、「本人確認及び名寄せのための現実的かつ有効な方策として、少額貯蓄等利用者カード（以下「グリーン・カード」と称する）制度を採用することが適当」とした。

グリーン・カードは、その正式名称が「少額貯蓄等利用者カード」とされていることから分かる通り、当時社会問題化していた少額貯蓄等の非課税制度（マル優制度）の不正利用（限度額を超過した預入や仮名口座等）の防止をおもな目的として構想された。グリーン・カード制度の概要については、「①少額貯蓄等の非課税制度（郵便貯金を含む）を利用する者に対し、申請によりグリーン・カードを交付する」、「②非課税貯蓄については、金融機関、郵便局等は、グリーン・カードにより本人確認を行う」とされていることに加え、「③課税貯蓄の利子（要求払預金の利子を除く）及び配当については、金融機関等はグリーン・カードにより本人確認を行い、支払調書には同カードの交付番号を記載する。グリーン・カードのない者についての本人確認は、一定の書類（たとえば住民票の写し）の提出を求めて行う」ともされており、課税貯蓄に係る利子所得の把握においてもグリーン・カードを利用する方向性が示されている。また、「グリーン・カード制度が実施されるまでには、3年程度の準備期間を要する」とされ、その間は、それまでの源泉選択制度を中心とする従来からの制度の期限を延長する方針が示された。

上記の内容が盛り込まれた昭和55（1980）年度の税制改正法案は1980年3月31日に成立し、1984年1月からの運用開始に向けて実務的な準備が進められることとなった。しかしながら、1980年の終わり頃から与党内部にグリーン・カード制度の見直し論が台頭し、1981年5月には自党内にグリーン・カード対策議員連携が発足する等、同制度に対する反対運動が強まった。こうした中、昭和58（1983）

¹⁴ ここでの「納税者番号制度」は、納税の目的で幅広い国民に番号を付与するという点で、少額貯蓄の利用者にのみカード（番号）を交付するグリーン・カード制度とは異なる。

年度の税制改正で制度の導入が3年間延長された後、昭和60（1985）年度の税制改正において制度自体が廃止されることとなった。

一旦創設の決まったグリーン・カード制度が最終的に廃止されるに至った背景には様々な要因があると考えられるが、石（1993）では、利子所得課税の強化を嫌った資金が金融資産間のシフトを顕在化させたことや、金融機関間の預金者の非課税枠の獲得を巡る競争が過熱化したこと等により、金融界から一般国民まで巻き込んだ形で社会的な混乱が広がったことが指摘されている。グリーン・カード制度を巡る一連の経緯から得られる教訓としては、国民に幅広く活用されている個人預金について長年にわたって定着してきた制度を大幅に見直す際には、国民に与える心理的な影響も含め、想定される影響を事前に丁寧に検証しておくことが重要ということかと思われる。

グリーン・カード構想の頓挫により、利子所得課税に係る議論にも変化が見られた。総合課税への移行が困難であることが改めて認識されたことを受けて、利子所得の発生の大量性やその元本である金融商品の多様性・浮動性など、利子所得の持つ特異性を踏まえた検討の必要性が強調されるようになった結果、1988年の改正において、現在まで続く源泉分離課税の制度が導入されたことは前述のとおりである。また、社会問題となっていた利子所得の非課税制度に係る不正利用についても、1986年の改正において本人確認の厳正化措置が講じられたほか、1988年の改正において少額貯蓄非課税制度が原則として廃止されたことにより、解決の方向に向かうこととなった。

2. 金融所得課税の一体化に向けた検討の中での議論

金融所得課税の一体化に向けた検討は、マイナンバー制度に係る検討が本格化する前から行われており、これを実現するための環境整備として、番号制度についても議論が行われてきた。本項では、まず金融所得課税の一体化の概要を確認した上で、番号制度についてどのような議論が行われてきたのかを振り返る。

（1）金融所得課税の一体化の概要

上記1のとおり、1980年代までは、課税の公平性を重視する立場から、利子所得をはじめとする金融所得に対する課税について「総合課税化」を目指した議論が行われてきたが、その後のわが国を取り巻く環境変化等を受けて、近年では、金融資産の効率的な活用を通じた経済の活性化を図る観点から、金融所得に係る課税を他の所得から分離し一体的に課税する「金融所得課税の一体化」が推進されている。

2004年6月に税制調査会の金融小委員会によって取り纏められた「金融所得課税の一体化についての基本的な考え方」では、金融所得課税の一体化を進めるべき背景として、少子高齢化の進展に伴って貯蓄率が顕著な低下傾向にあることを挙げ、貯蓄率の反転上昇が見込まれない中では、「現存する金融資産を効率的に活用することこそが、経済の活力を維持するための鍵である」ことから、「いわゆるプロの投資家だけでなく、今まで『貯蓄』を中心に資産運用を行っていた一般の個人にとって、より一層『投資』を行い得る環境を整備する政策的要請がある」としている。

その上で、投資を促進する環境を整備するためには、まず、「金融商品の中から、税負担の違いに左右されず、それぞれのニーズに応じて投資先を選択できるよう、金融商品間の課税の中立性が要請される」ほか、「一般の個人投資家が、投資判断を行うためには、簡素で分かりやすい税制であることが求められる」「株式投資になじみのない一般の個人投資家が投資を行いやすくするためには、投資リスクの軽減を図ることも必要である」とされた。

わが国の個人所得税制では、所得の区分に応じて課税方式が定められており、金融所得課税については投資対象の金融商品に応じて課税関係が異なっているほか、所得の区分が異なる場合の損益通算も原則として認められてこなかった。こうした中、①金融所得の間で課税方式の均衡化を可能な限り図ること、②金融所得の間で損益通算の範囲を拡大すること、を目指して、金融所得課税の一体化が進められることとなった。

具体的には、2009年1月から、上場株式及び公募株式投信（以下、上場株式等）の「譲渡損失」と「配当所得」との間で損益通算が可能となったほか¹⁵、平成25（2013）年度税制改正では、2016年1月以降の取引を対象として、①公社債等の課税方式を上場株式等と同様に原則として申告分離課税に変更するとともに、②金融商品間の損益通算が可能な範囲を公社債等にまで拡大することとされ、株式等と公社債等に対する課税方式が一体化される。また、与党の平成25（2013）年度税制改正大綱では、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、（中略）引き続き検討する」とされており、今後、預金も含めた幅広い金融商品に対する課税の一体化が検討されることが想定される。

図表4 金融所得課税の一体化（イメージ）

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
債券・公社債投信	源泉分離（～2015年） 申告分離（2016年～）	非課税（～2015年） 申告分離（2016年～）
預貯金	源泉分離	—
デリバティブ取引	申告分離	

網掛けの範囲 : 現行制度の下で損益通算が可能
 実線で囲った範囲 : 平成25(2013)年度税制改正により2016年1月から損益通算が可能
 点線で囲った範囲 : 今後、損益通算範囲の拡大を検討

(資料) 金融庁資料をもとにみずほ総合研究所にて作成

¹⁵ 2010年1月からは、特定口座（源泉徴収口座）内において、簡易に上場株式等の譲渡損失と配当所得とを損益通算することも可能となっている。

（２）番号制度に係る議論

金融所得課税の一体化を実現するためには、制度の適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備が必要である。すなわち、損益通算を行うために納税者が確定申告を行う際に、税務当局において納税者の申告する損益をチェックする体制が整備されている必要がある。具体的には、まず取引時の本人確認の徹底により、取引が真正な名義で行われることを確保するとともに、税務当局においては、支払者が税務当局に提出した支払調書の内容と納税者が提出した申告書の内容とを限られた人員と時間でマッチングすることが求められる。

こうした点を踏まえ、前述の「金融所得課税の一体化についての基本的な考え方」では、「官民双方にとってより簡便な方法による正確なマッチングを通じて適正な課税を確保するためには、何らかの番号制度を利用することが必要」としている。一方で、当時はマイナンバー制度に係る検討が進んでおらず国民の理解も十分でなかったことから、「番号制度を一律に導入することには慎重な対応が望まれる」「損益通算の適用を受けようとする者は番号を利用し、そうでない者は番号を利用しなくてよいという選択制とすることが考えられる」としている。さらに、「今後の検討においては、マッチングの実効性を確保する方法や官民に生じるコストなどの負担面も、具体的に検討する必要がある」として、費用対効果にも配慮する必要がある点を指摘している。

IV. 個人預金へのマイナンバー付番を巡る論点

これまで個人預金に係る現行の税制や過去の議論についてみてきたが、これらの内容を踏まえ、本章では今後個人預金へのマイナンバー付番¹⁶を検討する際に想定される論点を確認する。

1. 利子所得に係る税務の適切な執行を目的とする付番

第Ⅱ章・第Ⅲ章において個人預金利子への課税に係る動向を中心に説明を行ってきたことや、税制抜本改革に係る法律において「税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から（中略）調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について」検討するとされていることを踏まえ、まずは、個人預金の利子所得に係る税務の適正な執行を目的とする付番について、制度設計にあたっての論点を確認することとしたい。

現行の制度では、個人預金の利子に対する課税方式は源泉分離課税とされているため、源泉徴収のみで課税関係は完結し、支払調書の提出は不要とされている。一方で、金融所得課税の一体化の対象を預金にも拡大する場合は、利子所得についても確定申告を行うケースが発生するため、資料情報制

¹⁶個人預金口座へのマイナンバーの付番については、①法律等により一定のケースにおいて付番が義務付けられるものと、②付番は義務付けられないものの法律等で認められた一定の目的に合致するケースにおいて付番を可能とするもの（いわゆる「民間利用」）の２つが想定されるが、本稿では前者（法律等により一定のケースにおいて付番が義務付けられるもの）を前提としている。

度についても見直しが必要となる。

前述のとおり、平成25（2013）年度税制改正では、2016年以降、金融所得課税の一体化の対象を公社債等にまで拡大する制度改正が行われた。これにより公社債等の利子所得に対する課税方式は原則として源泉分離課税から申告分離課税へと変更され（申告不要制度あり）、個人が保有する公社債等の利子の支払についても、法人と同様の基準¹⁷により支払調書の提出が必要となる。マイナンバー制度の開始後は、支払調書にマイナンバーを記載する必要があることから、個人が保有する公社債等の口座については原則としてマイナンバーが付番される¹⁸。したがって、金融所得課税の一体化の対象が預金にも拡大される場合、公社債等と同様の見直しが行われると仮定すれば、個人預金の利子については原則として支払調書の対象とし、個人預金口座に幅広くマイナンバーを付番することが考えられる。

しかしながら、ここで留意しておく必要があるのが、公社債等の口座を保有する個人は一定の投資経験を有するケースが多いと想定される一方、個人預金口座の保有者には投資経験のない個人等も多く含まれるという点である。金融所得課税の一体化に伴って預金の課税方式が原則申告分離課税とされた場合、公社債等と同様に申告不要制度が併設されると考えられるが、損益通算を行う投資家以外の個人は申告不要制度を利用することから、ほとんどの預金者にとって、預金利子への課税は源泉分離課税と同様の取り扱いとなることが想定される。こうした中、金融所得課税の一体化の対象を預金にまで拡大することだけを理由に、幅広い個人預金口座にマイナンバーの付番を義務付けることについて、国民の理解を得るのはかなり困難ではないかと考えられる。

過去の制度を振り返ってみても、1971年に利子所得に対する総合課税が一部復活した際も、支払調書の提出が必要とされたのは総合課税を選択するケースのみであり、源泉分離課税を選択するケースや、申告不要制度の対象となるケースについては、支払調書の提出は不要とされていた（第Ⅲ章1（1）（P6）をご参照）。また、前述の「金融所得課税の一体化についての基本的な考え方」では、損益通算の適用を受けようとする者は番号を利用し、そうでない者は番号を利用しなくてよいという「選択制」の考え方が提示されており、金融所得課税の一体化を実現するために幅広い預金口座に付番を行うことまでは必要とされていない（第Ⅲ章2（2）（P10）をご参照）。

さらに、公社債等と個人預金の口座数の違いにも留意が必要である。日本銀行の統計によると2012年度末の個人預金の口座数は国内銀行で約7.8億口座、信用金庫で約1.3億口座とされており、このほかにゆうちょ銀行¹⁹、信用組合、農協等にも預貯金口座が存在する。一方、日本証券業協会の統計で証券会社の個人顧客口座数を確認すると、約2,000万口座とされている。証券会社の個人顧客には公社債等への投資を行っていない顧客もいると考えられる一方、個人向け国債等については証券会社以外の金融機関でも販売されているため、上記の数値を単純に公社債等の口座数とみなすことは出来ないが、個人預金と公社債等ではその口座数が桁違いであることは容易に推測できる。仮に幅広い預金口

¹⁷ 法人の利子所得に係る支払調書の提出基準については、第Ⅱ章1（2）（P3）をご参照。

¹⁸ 利子の支払額が一定金額以下の場合、支払調書の提出は不要であるため、口座へのマイナンバー付番も不要。

¹⁹ 日本郵政公社時代のディスクロージャー誌によると、2007年9月末時点の口座数は約3.7億口座とされている。

座にマイナンバーの付番を行うこととなれば、預金者および金融機関における負担は、公社債等とは比べものにならないほど大きいものとなる。

過去の議論等でも確認されているとおり、金融所得課税の一体化の対象が預金に拡大された場合であっても、損益通算の適用を希望する預金者だけが金融機関にマイナンバーの告知を行い、当該預金者への利子支払に係る支払調書が税務当局に提出されれば、制度の適切な執行を確保することが可能である。膨大な数に上る預金口座への付番にあたって官民に生じるコストなどの負担面を勘案すれば、利子所得に係る税務の適正な執行を目的とする限りにおいては、損益通算の適用を希望しない預金者の口座にまで幅広くマイナンバーの付番を行う必要はないとも考えられる。

利子所得に係る税務の適切な執行を目的とする付番については、以上の点などを勘案しながら、費用対効果にも十分に留意した検討が行われることが重要である。

2. その他の目的による付番

上記1では、利子所得に係る税務の適切な執行という目的に限って、預金口座に対するマイナンバー付番に係る論点を確認したが、今後のマイナンバー制度を巡る議論の中で、その他の目的による付番についても検討が行われる可能性がある。

そこで以下では、上記1以外の目的による付番、具体的には、①国民の資産や収入に係る情報の正確な把握を目的とする付番、②マネーロンダリング等への対応を目的とする付番、③預金保険法の名寄せ対応を目的とする付番、に係る論点についても確認しておきたい。

(1) 国民の資産や収入に係る情報の正確な把握を目的とする付番

マイナンバー法では、法の目的として「行政分野におけるより公正な給付と負担の確保」が掲げられている。このうち、「公正な給付」については、本来給付を受けるべきでない者に対して給付が行われるような事態を防止すること、「公正な負担」については適正な課税等を指しているものと考えられ、いずれについても、国民の資産や収入に係る情報を正確に把握することが前提となる。

マイナンバー制度が導入されていない現在においても、個人預金に係る情報に関してこうした目的による調査は行われており、前者の例としては、生活保護の決定等のための資産調査²⁰等が、後者の例としては、国税庁等の職員による税務調査（銀行調査）²¹等が挙げられる。現在は国民の氏名、住所、生年月日等をキーとして検索が行われているものと考えられるが、個人預金口座にマイナンバーが付番されれば、調査の効率が大きく改善することが見込まれる。

以下では、こうした目的のために個人預金口座にマイナンバーを付番する場合、どのような制度設計が望ましいかについて考えてみたい。

²⁰ 生活保護法第 29 条では、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」とされている。

²¹ 国税通則法第 7 章の 2 では、国税庁等の職員による質問検査権についての規定が設けられている。

a. 付番の対象範囲

国民の資産や収入に係る情報の調査では、対象となる国民の情報を漏れなく把握することが重要であるが、マイナンバーの付番されていない口座が存在する場合は、マイナンバーをキーとした情報の検索は不完全なものになってしまう。したがって、マイナンバーを利用した情報の検索を効果的に行うためには、口座の種類（普通預金、定期預金等）等にかかわらず、基本的にすべての預金口座に対してマイナンバーが付番される必要があると考えられる（なお、重要性の観点から、残高が一定水準以下の口座については付番を不要とすること等も考えられる）。

b. 行政当局が取得する情報の範囲および情報の取得方法

行政当局が取得する情報の範囲については、調査の目的に照らして必要な範囲とすべきであり、それぞれの根拠法や規則等において具体的に明示されることが望ましい。主要国における法定資料制度（第II章2（P3～4）をご参照）では、多くの国においてフロー（利子所得）の情報を取得している一方でストック（預金残高）の情報は取得していないこと²²等を踏まえて、行政当局がフローの情報のみを取得することも考えられるが、フローの情報だけでは調査の目的に照らして必要な情報が得られない可能性があることに留意する必要がある²³。

また、情報の取得方法については、支払調書のような形で、行政当局が必要となる可能性のある情報のすべてをあらかじめ取得することも考えられるが、取得する情報量が極めて膨大となることや、行政当局がすべての情報を一元的に保有することに対する国民の不安等を勘案すれば、行政当局が必要となった都度、銀行等の金融機関に対して必要な情報の照会を行う方法も考えられる。

これに関連して、マイナンバー制度では、行政機関間の情報連携を行うための基盤として「情報提供ネットワークシステム」と呼ばれる仕組みが設けられる。「情報提供ネットワークシステム」を通じた情報連携では、個人情報の国家管理に対する国民の懸念等を踏まえ、①各行政機関等が保有する個人情報について、中央のデータベースに集約した上で一元的に管理するといった方法はとらず、各行政機関等で分散して保有（他の機関の情報が必要となった場合は「情報提供ネットワークシステム」を通じて情報の照会・提供を実施）、②情報連携を行う際の情報連携のキーについて、マイナンバーを直接用いるのではなく情報保有機関ごとに異なる符号を使用、③行政機関等による情報提供等の記録は、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）²⁴を通じて国民に開示、といった個人情報保護措置が講じられる（マイナンバー制度における情報連携のイメージは次頁の図表5をご参照）。

²² 前述のとおり、これらの国では、利子所得に係る課税方式が総合課税や段階的課税となっており、納税者による税務申告の際に利子所得を漏れなく捕捉する観点から法定資料が必要であることが背景にあると考えられる。

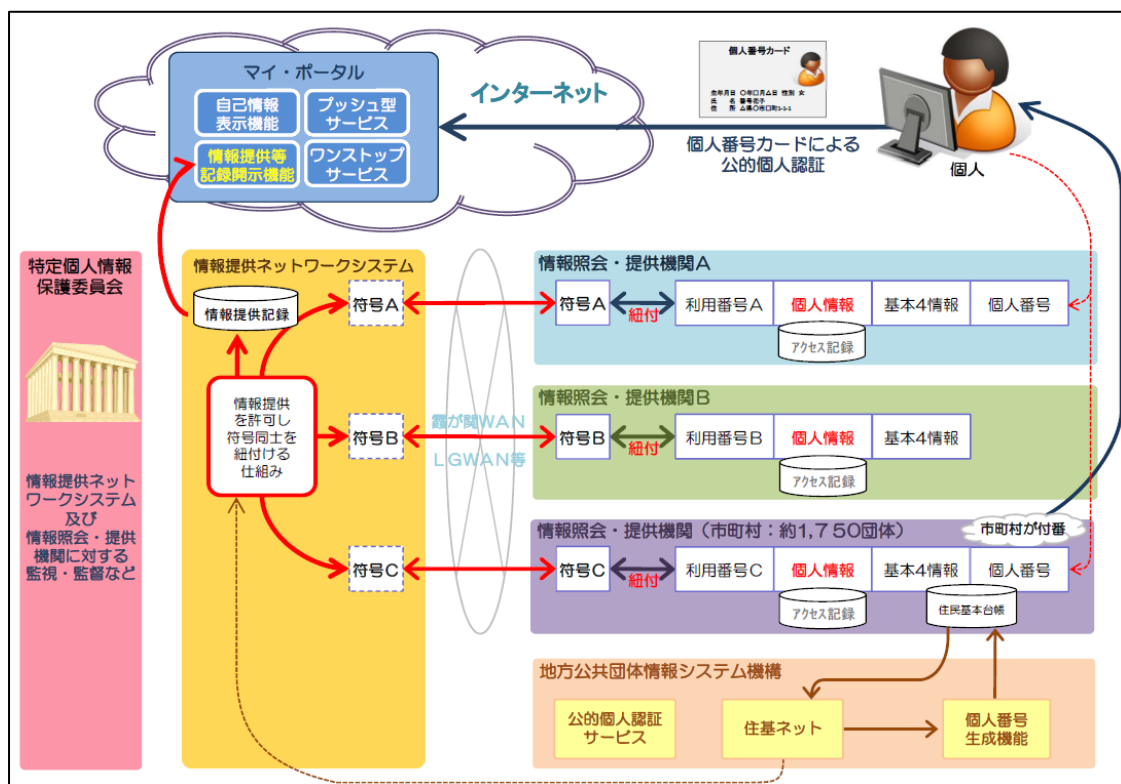
²³ フロー（利子所得）の情報をもとにストック（預金残高）を推測することはある程度可能であると考えられるが、元本である預金商品には多様な商品が存在しており（例えば当座預金などの利息が付かない商品については利子の支払は発生しない）、フローの情報だけでストックの情報を正確に把握することは困難であると考えられる。

²⁴ 国民は「情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）」に自宅のインターネット等からアクセスすることが可能とされており、①情報提供等の記録の確認のほか、②行政機関等が保有する自己に係る情報の確認、③行政手続のワンストップ・サービス、④プッシュ型サービス（一人ひとりに合った行政機関等からのお知らせを表示する機能）も提供することとされている。

現行のマイナンバー法では「情報提供ネットワークシステム」への接続が可能な機関は行政機関等に限定されているが、将来的には、銀行等の民間金融機関をこれに接続させることによって、十分な個人情報保護措置の下で、行政当局が個人預金に係る情報を取得することも考えられるだろう²⁵²⁶。

なお、「情報提供ネットワークシステム」を使って行う情報連携については、上記②のとおり、マイナンバーを用いずに行うこととされている。図表5における「情報照会・提供機関B」のように、マイナンバーを保有しないまま情報連携を行うケースも想定されている模様であり、仮に「情報提供ネットワークシステム」を通じた情報連携が可能となるのであれば、預金口座へのマイナンバーの付番は必ずしも必要とされない可能性もある。

図表5 マイナンバー制度における情報連携のイメージ



(資料) 内閣官房

²⁵ マイナンバー法附則第6条第1項では、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする」とされており、将来的に「情報提供ネットワークシステム」への民間機関の接続についても検討される可能性がある。

²⁶ なお、マイナンバー法の別表二では「情報提供ネットワークシステム」を利用することが可能な情報照会者・情報提供者の範囲が具体的に示されているが、国税当局はいずれにも含まれていない。「社会保障・税番号大綱」(2011年6月決定)では、「事業者からの法定調査の提出や制度上情報の共有が想定されている確定申告書等の国から地方への送付など、法令に基づき書面又は電子的手法を通じて情報収集がなされているものについては、情報連携に該当しない」(P42)とされているが、国民の資産や収入に係る情報の把握は税・社会保障の両分野に跨る課題であることから、法定調査と情報連携(情報提供ネットワークシステム)の関係についても今後の議論の中で整理されることが望まれる。

(2) マネーロンダリング等への対応を目的とする付番

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、マネーロンダリングやテロ資金供与を防止する観点から、金融機関等に対して、顧客と一定の取引を行う際の本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付けている。これらの記録や届出に係る情報にマイナンバーの情報が加われば、マネーロンダリング等に関する情報のより正確で効率的な管理が可能となることが想定される。

ただし、現行のマイナンバー法の下では、マイナンバーの利用範囲は税・社会保障等の分野に限定されているため、マネーロンダリング等への対応を目的として、個人預金口座にマイナンバーを付番することはできない。将来的な法改正においてこうした目的でのマイナンバーの付番を検討する場合は、マネーロンダリングに係る情報管理の向上に資する観点から必要な範囲で、付番の対象範囲等を検討することが考えられる²⁷。

(3) 預金保険法の名寄せ対応を目的とする付番

預金保険法では、当座預金等の利息の付かない預金は全額が保護されるが、それ以外の預金保険の対象となる預金については、1金融機関ごとに合算して、預金者1人あたり元本1,000万円までと破綻日までの利息が保護されることとされている。このため、金融機関が破綻した場合に、預金者が破綻した金融機関に複数の預金口座を持っていると、これらを預金者ごとにまとめ、保護される金額を算定する必要があり（以下、名寄せ）、金融機関は、万が一破綻した場合に名寄せに必要なデータを預金保険機構に迅速に提出できるよう、普段から預金者データ及びシステムを整備するよう預金保険法で義務づけられている。こうした名寄せのキーとしてマイナンバーの使用を義務付ければ、名寄せの精度向上に繋がる可能性がある。

しかしながら、預金保険法に対応した名寄せについては、すでに各金融機関が独自の番号等を活用して実施しており、マイナンバーを登録することによって実現できる精度向上の余地は限定的であると考えられる²⁸。一方、こうした目的でマイナンバーの付番を行う場合には、基本的にすべての預金口座に対して付番する必要があると考えられるが、すべての預金者からマイナンバーの情報を収集することには膨大な負担を伴うことが想定される。これらの点を踏まえると、預金保険法の名寄せ対応を目的として預金口座へのマイナンバーの付番を義務付けたとしても、その費用に見合った効果が得られないと考えられる。

²⁷ 具体的には、制度改正後に新規に預金口座を開設する場合や、制度改正後に取引記録等の作成が必要となる取引が発生した場合において、預金口座へのマイナンバーの付番を行うこと等が考えられる。

²⁸ 金融機関による名寄せが精緻に行われていない可能性があるケースとしては、顧客の住所変更等の届出が行われておらず連絡がとれなくなっているケース等が想定されるが、こうした顧客からマイナンバーの告知を受けることは相当に困難であると考えられる。一方、マイナンバーの告知を受けることが可能な顧客は、日常的に金融機関との接点が維持されている顧客であり、こうした顧客については、マイナンバーを付番しなくてもすでに精度の高い名寄せが行われていると考えられる。

3. 付番にあたっての実務的な課題

上記1および2では、個人預金口座へのマイナンバー付番に係る目的とそれに対応した制度のあり方について確認してきたが、次に、一定の目的の下で個人預金口座へのマイナンバーの付番を行うこととした場合に想定される実務的な課題として、「効率的な業務フローの構築」「預金者が告知を行わない場合の対応」の2点について検証する。

(1) 効率的な業務フローの構築

マイナンバー法では、金融機関等を含む個人番号利用事務等実施者に対して、個人からマイナンバーの提供を受ける際には、個人番号カードの提示を受ける等の方法により、本人確認の措置を講じることが義務付けられている。

本人確認の措置に係る具体的な内容は、今後公表される政省令等に委ねられているが、例えば、マイナンバーの告知にあたり、本人が金融機関に来店して個人番号カード等の提示を行うこと等が求められた場合、預金者、金融機関の双方において極めて大きな負担が発生してしまう。今後の制度設計に当たっては、郵送やインターネットを通じたマイナンバーの告知を認める等、預金者、金融機関の双方にとっての負担が少ない効率的な業務フローを構築していくことが不可欠である²⁹。

(2) 預金者が告知を行わない場合の対応

マイナンバー法では、金融機関等を含む個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、マイナンバーの提供を求めることが「できる」とされているが、金融機関等が告知の要請を行ったにもかかわらず預金者が告知を行わないケースも十分に想定される。

これに関して、上記1のケース（利子所得に係る税務の適切な執行を目的とする付番、損益通算の適用を受ける預金口座についてのみマイナンバーの付番を行う制度とすることが前提）であれば、「金融機関によるマイナンバーの情報が記載された支払調書の提出」を損益通算の条件としておけば、損益通算を希望する預金者は自発的に銀行等の金融機関に対して自らのマイナンバーの告知を行うと想定される。このように、預金者が自らの口座にマイナンバーを付番することで一定のメリットを受けられる場合については、特段の問題は生じないと考えられる。

一方、上記2のケース（国民の資産や収入に係る情報の正確な把握を目的とする付番）のように、預金者に特段のメリット等がないにもかかわらず付番の義務付けを行おうとする場合には、預金者がマイナンバーの告知を行わない場合にどのような対応をとるかという点が課題となる。

新規に口座を開設する場合については、マイナンバーの告知を口座開設の条件とすること等により、確実な付番が可能になると考えられるが、既に開設済みの口座への付番を実効性ある形で進めていくためには、預金者にとって魅力のあるインセンティブを付与する（もしくは、付番を行わない場合のディスインセンティブを講じる）等の対応が必要となろう。

²⁹なお、付番の対象となる口座数が極めて大きくなる場合については、金融機関等が保有する氏名、住所、性別、生年月日等の情報をもとに、番号作成機関（地方公共団体情報システム機構）において一括でマイナンバーの付番を行い、金融機関等に還元する等の対応についても検討する必要がある。

4. 預金者の行動に与える影響

最後に、マイナンバーの付番が預金者の行動に与える影響についても触れておきたい。

現在では、少額貯蓄等の非課税制度（マル優制度）は大幅に縮小され、個人預金口座開設時の本人確認手続等も厳格化される等、グリーン・カード構想について国民的な議論が行われた1980年代とは環境が大きく変わっているものの、個人預金は決済や貯蓄の手段としてほとんどすべての国民に幅広く活用されている金融商品であることを踏まえれば、マイナンバーの付番に伴って預金者の行動に何らかの影響が及ぶ可能性等についても、念のため検証しておく必要がある。

グリーン・カード制度の導入が決定した際に、利子所得課税の強化を嫌った資金が金融資産間のシフトを顕在化させた事例等を踏まえると、マイナンバーの付番に伴う当局による資産・所得情報の捕捉を嫌って、他の金融資産や実物資産、海外等へ資金がシフトする可能性も否定できない。こうした行動が大規模に行われれば社会・経済の混乱を招く懸念もあることから、制度設計に当たっては、預金者の予期せぬ行動を惹起することのないよう、十分な配慮が必要と考えられる。

V. おわりに

2013年6月から開始された政府の税制調査会では、中長期的な税制のあり方について議論を進めていくこととされ、まずは国際課税やマイナンバー等の税務執行上の課題について秋口から議論が開始される見込みである。

税制調査会における議論では、個人預金へのマイナンバーの付番にも議論が及ぶ可能性があるが、これまでみてきたとおり、個人預金へのマイナンバーの付番については多くの検討すべき論点があり、こうした論点のひとつひとつについて丁寧な検討を行うことが重要である。

マイナンバー法に掲げられた「行政分野における公正な給付と負担の適切な確保の維持」「個人情報管理の適正の確保」等の基本理念に沿う形で、国民の十分な理解を得ながら、実務にも配慮した実効性のある制度設計が行われることが望まれる。

【参考文献】

- 石弘光（1993）『利子・株式譲渡益課税論』日本経済新聞社
- 金子宏（2013）『租税法 第十八版』弘文堂
- 栗原るみ（1985）『日本の預金利子課税制度』日本経済評論社
- 財務省（2013）『主要国における法定資料制度の概要（個人）』
- シャープ使節団（1949）『税制の改革シャープ勸告全文－日本税制報告書』日本経済新聞社
- 税制調査会（1974）『昭和50年度の税制改正に関する答申』
- （1979）『昭和55年度の税制改正に関する答申』
- 税制調査会金融小委員会（2004）『金融所得課税の一体化についての基本的な考え方』
- 政府・与党社会保障改革検討本部（2011）『社会保障・税番号大綱』